

## ウクライナ国イヴァーノフランクィウシク州（軍）政府と日本国兵庫県との 創造的復興の理念に基づく復興支援に関する覚書

ウクライナ国イヴァーノフランクィウシク州と日本国兵庫県（以下「両者」という。）は、両者の協力関係を強化し、更に発展させることを目的として、両国の法制度に則り、対等で相互利益の希求という原則の下、以下の内容について合意する。

### 第1条

両者は、兵庫県が提唱する「創造的復興」の理念に基づきパートナーシップを確立することにより協力することに合意する。

### 第2条

兵庫県は、早期に着手する支援として、「イヴァーノフランクィウシク州の専門人材の受入研修」について協力を進める。当座は「こころのケア」・「義肢装具・リハビリテーション」分野から実施する。

### 第3条

その他の支援の内容・実施方法等についても、両者は継続して検討・協議を行う（子どもの交流、留学生の受入・交換、現地研修、文化・芸術交流等）。

### 第4条

両者は、それぞれの中央政府に対し必要な働きかけや調整を実施するとともに、協力を進める上で必要不可欠な情報を相互に提供する。

### 第5条

本覚書の変更または追加は、両者が書面により合意し、覚書の一部となる別添に記載しなければならない。

### 第6条

必要な場合には、本覚書の規定を実施するために、ウクライナ国及び日本国の法律を順守し、要請に応じて二者間協力における特定分野に関する個別の協定を両者間で締結することができる。

#### 第7条

本覚書の規定の解釈または適用に関する意見の相違は、両者間における協議により解決されるものとする。

#### 第8条

本覚書は、無期限で締結される。両者のうち一方からの書面による通知が他方に受領されてから3か月後に終了することができる。

#### 第9条

本覚書が終了した場合、両者が本覚書の規定に従い合意したプロジェクト及びプログラムのうち、まだ終了していないものは、両者が書面で別段の決定をしない限りその完了まで継続する。

#### 第10条

本覚書は、署名した日から効力を発する。本覚書は、2023年8月9日のオンライン会議において、日本語及びウクライナ語の2通の文書で合意された。

---

日 本 国  
兵 庫 県 知 事  
齋 藤 元 彦

---

ウ ク ラ イ ナ 国  
イヴァーノフランキーウシク州 (軍) 知事  
スピトラーナ・オニシュチュク